

自治体の判例と情報

# 判例地方自治

地方自治判例研究会/編集

●NO.361

## ◆判決紹介(全6件)

大阪市・内部告発者に対する懲戒免職処分取消請求事件(大阪地判/24.8.29)

国・石川県・羽咋市・フッ素土壤汚染損失補償金等請求事件(東京地判/24.2.7)

ほか

## ◆判決概要紹介(全1件)

## 連載

## ●はんれい最前線

産廃処分場汚染、行政処分の遅れの重いツケ

## ●労働災害・労働事故と損害賠償責任

荷物搬送用リフトへの同乗指示による損害賠償責任(安全配慮義務違反)

## ●裁決書起案のキー・ポイント

情報公開・個人情報保護審査会の答申編③

## ●特別寄稿

停止条件付協定手法による行政目的の実現—防災協定締結にかかる注意義務

## ●市町村アカデミー・コーナー

住民自治の進展と地方議会改革の課題②

## ●条例ナビ

つくば市◆認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例

## ●訴訟情報

判例自治  
平成24年

12月号

自治体の判例と情報

# 判例地方自治

No.361

平成24年12月号  
(平成24年12月1日発行)

## 連載・記事

### はんれい最前線 4

産廃処分場汚染、行政処分の遅れの重いツケ

弁護士 奥宮京子／川崎市 高橋哲也

### 労働災害・労働事故と損害賠償責任 98

第60回 荷物搬送用リフトへの同乗指示による損害賠償責任(安全配慮義務違反)

明治大学法学部教授・弁護士 夏井高人

### 裁決書速案のキー・ポイント 103

第12回 情報公開・個人情報保護審査会の答申編③

元東京都法務部長 中村次良

### 特別寄稿 106

停止条件付協定手法による行政目的の実現—防災協定締結にかかる注意義務

文京区危機管理課長・明治大学兼任講師 鈴木秀洋

### 市町村アカデミー・コーナー 111

住民自治の進展と地方議会改革の課題②

山梨学院大学法学部教授 江藤俊昭

### 条例ナビ 118

つくば市認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例

### 訴訟情報 119

仙台市非常勤行政委員の報酬月額制訴訟—月額報酬の適法確定—最高裁決定ほか

# 停止条件付協定手法による行政目的の実現 ——防災協定締結にかかる注意義務

文京区危機管理課長・明治大学兼任講師 鈴木秀洋

## 1 災害対策としての防災協定

いわゆる防災協定という行政手法がある。行政法学的には協定という手法は、広義の行政契約の中に位置付けられているが(1)、一概に協定といつてもさまざまな類型がある。

大きな括りとしては規制的協定と受益的な協定との区分けをするのが一般的であろう(2)。例えば、規制的協定の典型的なものとして公害防止協定、受益的協定の典型的なものとして文化協力的な協定などが挙げられる。では、果たして防災協定はどのような類型として捉えられるのか。

基本的には災害時の相互協力等を謳う中身のものが多く、受益的側面とともに災害時の規制的な側面も有する協定といえる。

時系列的な分析をすれば、協定締結時には直ちに負担を生じさせないが、災害時には相応の規制

(負担)を伴うものが典型といえ、いわば災害発生を停止条件として物品の供給や人的支援等の効果が発生する点に特徴があるといえる。

このような防災協定は、協定締結時に直ちに相互の負担が生じないため、実行性を十分検証しているとはいえない安易な防災協定が締結されるおそれも生じている(3)。

本論稿では、かかる取組みに警鐘を鳴らし、災害時に実行的な協定とするための事前準備・事後対応等の必要性を説くとともに、参考として文京区の2つの協定及び取組みを紹介し解説を加える。

以下、まずは妊産婦等に係るいわゆる防災協定を2つ紹介し、次に解説を行うこととする。

## 2 妊産婦等避難所指定についての協定 【場所確保】—協定1

災害時における母子救護所の提供に関する協定書  
(以下、文京区を「甲」、大学を「乙」とする。)

(趣旨)

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児を支援

する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、災害時に区内の妊産婦及び乳児の安全確保のため、乙の施設の一部を妊産婦及び乳児のための救護所(以下「母子救護所」という。)として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 乙は、甲の要請により、母子救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- (4) 甲は、乙が提供した母子救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

(協力要請)

第3条 甲が前条第各号(第4号を除く。)に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

(母子救護所の開設等)

第4条 甲は、乙が提供した母子救護所を開設し、管理し、及び運営する。この場合において、甲が委託する者は、当該母子救護所を管理し、及び運営することができる。

2 甲は、母子救護所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該母子救護所を閉鎖するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、母子救護所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第6条 母子救護所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、母子救護所の開設期間を延長する必要があると認めたとき

は、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

(原状回復)

**第7条** 甲は、母子救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(防災訓練の協力)

**第8条** 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

(協議)

**第9条** この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

### 3 妊産婦等への支援活動に関する協定 【人的支援】一協定2

災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書  
(以下、文京区を「甲」、助産師会・助産師会館を「乙」とする。)

(趣旨)

**第1条** この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児(以下「妊産婦等」という。)を支援する活動(以下「妊産婦等支援活動」という。)を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(妊産婦等支援班の派遣)

**第2条** 甲は、妊産婦等支援活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、妊産婦等支援班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙が事前に定めた妊産婦等支援組織に基づき妊産婦等支援班を編成し、当該妊産婦等支援班を甲の定める母子救護所等に派遣するものとする。

(妊産婦等支援計画の策定及び提出)

**第3条** 乙は、妊産婦等支援活動を実施するため、妊産婦等支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条第2項に規定する妊産婦等支援班の構成員は、原則として、助産師、看護士、補助事務員等とする。

(妊産婦等支援班の業務)

**第4条** 妊産婦等支援班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 母子救護所等の巡回又は母子救護所の管理若しくは運営
- (2) 妊産婦等に対する心身のケア
- (3) 助産院又は東京都が指定する後方医療施設若しくは甲が委託する医療施設(以下「後方

医療施設等」という。)への転送の要否及び転送順位の決定

(4) 助産院又は後方医療施設等への転送が困難な妊産婦等に対する措置

(指揮命令)

**第5条** 妊産婦等支援班に係る指揮命令及び妊産婦等支援活動の連絡調整は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

(妊産婦等支援班の輸送)

**第6条** 甲は、必要に応じ、妊産婦等支援班の輸送を行う。

(助産院等への受入要請)

**第7条** 母子救護所等において、助産院又は医療施設での医療を必要とする者があった場合には、甲は、助産院又は後方医療施設等に対し、その受入れを要請するものとする。

(医療費)

**第8条** 母子救護所等における医療費は、無料とする。

(防災訓練の協力)

**第9条** 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

(経費負担等)

**第10条** 次に掲げる乙の妊産婦等支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

(1) 妊産婦等支援班の編成及び派遣に要する経費

(2) 妊産婦等支援班に携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定めのない経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(損害賠償)

**第11条** 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害賠償に関する条例第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

(連絡体制の整備)

**第12条** 甲は、この協定の円滑な実施を図るために、必要に応じて、連絡会を設置する等妊産婦等支援活動に関する連絡体制を整備するものとする。

(協議)

**第13条** この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

### 4 上記制度枠組構築の経緯

まず、文京区においては、「災害時おなかの中の赤ちゃんを守るプロジェクト」を立ち上げて

(110頁別添図参照)、従前、自治体の地域防災計画等に災害弱者・災害時要援護者と明確に位置付けられてこなかった又は位置付けられながらも現実には十分な対策が講じられてこなかった妊産婦・乳児の命を守る具体的な対策について検討を行うこととした。

具体的には、地域又は大学病院の医師・助産師・保健師・栄養士・保育士・衛生士・当該分野を専門とする大学教員・実際の経産婦・その他プロジェクト参加希望住民・法人等さまざまな分野の知見を集めた検討を重ねた。

自治体においては、通常避難所として小・中学校の体育館が指定されているが、上記プロジェクトにおける検討協議を重ねた結果、体育館における集団的避難所(体育館を原則としつつの個別配慮も同じ)における妊産婦・乳児収容は好ましくないとの結論を出した。

すなわち、一時の猶予もない死と隣り合わせの出産、感染や低体温から乳児を守る必要性、周囲との関係で乳児の泣き声をストレスとしてため込んでしまう保護者の実態報告、母乳をやるプライバシースペースの確保等の視点(4)からすれば、妊産婦・乳児に対しては専用の避難所設置スペースを確保し、助産師等の専門的支援を得る必要があるとの結論である。

しかし、自治体における避難所スペースの確保という観点からは、このような専用の避難所スペースを小学校・中学校以外で更に確保するのはなかなか現実的に難しい。また妊産婦・乳児を支援する人材という観点からしても、病院勤務以外の分野で看護士・保健師の外、さらに助産師を雇用している自治体は少ないので実情であろう。

そこで、災害発生を停止条件として、災害時に妊産婦・乳児専用の避難所を開設し、さらに助産師等の人的支援が担保されるための共助的ネットワークの制度構築を行った。つまり、女子大等を中心とした4程度の大学と協定を締結するとともに、助産師会等と協定を締結することとした。

## 5 上記制度枠組の概要と協定の内容解説

### (1) 上記妊産婦等避難所指定についての協定【場所確保】一協定1についての解説

#### ア 情報ツールの設置(2条1号)

自治体が大学内の妊産婦・乳児救護所に災害対策本部からの情報を提供し、受信することができるための個別受信機その他の通信機器(無線・電話等)を設置することとした。避難所に不可欠の情報ツールであることから自治体が用意して大学側に設置場所の提供を受けるものである。

#### イ 救護所の設置場所・区画の確定・明示(2条2号)

大学が提供する大学施設内の救護所については、協定締結前に区画の確認を行った。実際に図面を事前に入手し、かつ、耐震・水飲み場・トイレ・非常電源等を確認するとともに収容人員の算定を双方で行っており、図面等は協定書と一緒にものとして取り扱っている。このように事前に区画を確定・明示しておくことが協定の実行性確保の上で不可欠である。かかる確認なしでの協定締結は震災時に混乱を生むだけであり、無責任の責めを免れないと考えたためである(5)。

#### ウ 開設、管理及び運営協力(2条3号)

大学側には開設、管理及び運営協力を求めるとした。場所の提供のみでなく、人的支援として学生ボランティアによる運営協力等をどの程度受けられるか等について具体的詰めを行っている。

#### エ 備蓄物資の提供(2条4号)

救護所に集まる妊産婦・乳児に必要な物資等については自治体側が用意することとした。例えば妊産婦・乳児の中には、アレルギー対応が必要な者も想定される。このような妊産婦・乳児に特別に必要となる備蓄(ミルク・食事等またお産セット・超音波機器等)についても専門家のアドバイスを受けつつリスト確定を行い、必要な措置を行った。

#### オ 費用負担(5条)

救護所の管理・運営に伴う費用負担については自治体が負うものとした。

#### カ 開設期間(6条)

原則として災害発生から7日とし、以後延長協議するとの規定を設けた。この点大学側も短期での閉鎖は難しいとの認識を有しており、延長は当然との認識を有していたが、実際には、災害の程度・規模により状況を相互に隨時確認し合い緊密な連携を行う必要がある。そのため、期間についての原則規定を設けつつ、協議により延長を行っていく形式をとることとした。

#### キ 防災訓練

救護所設置を双方で決めただけでは、現実の震災への対応として十分ではない。実行性確保のために、相互防災訓練への参加・協力をを行うことを協定の内容にあえて盛り込んでいる。

さらに、このような訓練に加えて、運営関与者が妊産婦・乳児の専門的知見を習得するような研修の具体案についても話し合っている。

#### ク その他

大学の事業継続計画(BCP)との関係において、教育活動の優劣等との関係が問題となる。

この点については、震災時に教育活動との調整

をするよりも震災対応を重視すべきであるとして、かかる救護所開設を優先する旨の大学側との協議を行ってきた。その結果、教育活動との調整規定は設けないこととした。

(2) 妊産婦等への支援活動に関する協定【人的支援】一協定2についての解説

ア 妊産婦等支援班に係る事前の支援計画の策定及び提出（2条・3条）

助産師会等は、事前に妊産婦等支援班支援活動のための計画書（支援に当たる名簿等を含む。）を策定し、自治体に提出するものとした。

このような規定を設けることで、震災時に実行的な支援活動が担保されるようにした。その場で人員調整をするのではなく事前に震災を想定したローテーション等を定めておくことを求めるもので、この協定の実行性確保のための肝部分といえる。

イ 支援業務の内容（4条）

①救護所等の巡回又は救護所の管理・運営、②妊産婦等に対する心身のケア、③助産院や病院等への転送の要否・転送順位の決定、④転送が困難な場合の措置の4つを主なものとして規定した。もちろん上記に限定されるものではない。この点臨機応変に動く意味で業務を定めない方が良いのではないかとの議論もあったが、基本的業務内容を示しておくことは必要であるとの結論に至った。

なお③④については医師の協力を得ることが不可能な場合も想定されるので、例外的とはいえたが助産師が担うことも想定して支援業務内容に組み込んだものである。

ウ 防災訓練の協力（9条）

協定を実行性あるものとするために、防災訓練への相互参加・協力をを行うことを協定の内容にあって盛り込んだものである（上記6(1)キの解説部分参照。同趣旨）。

エ 経費負担及び損害補償（10条・11条）

妊産婦等支援活動にかかる経費は原則として自治体が負担する旨の規定及びかかる支援活動に伴う損害補償を自治体が負うことについて規定上明確にし、人的支援を受けやすい法的整備をした。

オ 連絡体制の整備（12条）

当該協定が円滑に実施されるように細部を更に詰めたり、不斷に内容を検証したりするために、連絡会を設置する等の連絡体制整備規定を設けた。

協定においては、疑義が生じた場合の調整規定がおかれる。しかし、それのみではなく平時からの意見交換を行うことで情報共有を行うこと、例えば、震災時の連絡体制や避難所運営の手順を確認し合う等を行い信頼関係を構築していく場を制度的に創っておくことが必要との考え方である。

### カ その他補足

協定中「救護所等」への派遣との文言になっている点（2条2項等）は、救護所のみでなく、他の避難所や自宅において妊産婦・乳児の支援が必要な場合を想定している。

なお、文京区は一般社団法人東京都助産師会及び財団法人東京都助産師会館の2法人と上記助産師等の派遣に係る協定を締結しているが、後者の団体は、母子保健研修センター助産師学校及び八千代助産院を併設しており、当該助産師学校に通う看護士の協力を得ること（3条2項）及び助産院への受入要請（7条）についても当該協定締結とともに合意事項となっている。

## 6 まとめ

災害時に妊産婦・乳児の命を守るという観点からの制度構築としての協定締結手法（6）について文京区の例を紹介するとともに解説・考察を加えてきた。

場所提供や人的支援についての協定を締結する場合、再度重要と考えることを強調しておきたい。

まず、具体的場所について、その場所の図面点検や現地調査等を行うことが必要である。次に、人的支援であれば派遣の計画や昼夜のローテーション等の確認を行う。これらのことが協定を実行的なものとするために不可欠な事前手続といえる。また、協定締結後においても相互訓練や平時の情報連絡会の設置等による情報のやり取り等を義務化しておくことが協定を実行化するために必要な事項である。

これらは、特に災害を想定する防災協定においては、標準装備規定としていかねばならない。

このような対応を行わない単なる握手協定について、筆者は、場合によっては自治体側が「契約締結段階の過失」として注意義務違反を問われかねない事態を生じさせると考える。本プロジェクトにおける協定締結はこうした認識の下推進してきた（7）。

今後自治体において、今まで締結してきた防災協定の具体的中身が実行的に詰められているか、一つ一つの点検が必要であろう（8）。

最後に、協定者間において先送りされがちな論点について1点付記しておく。

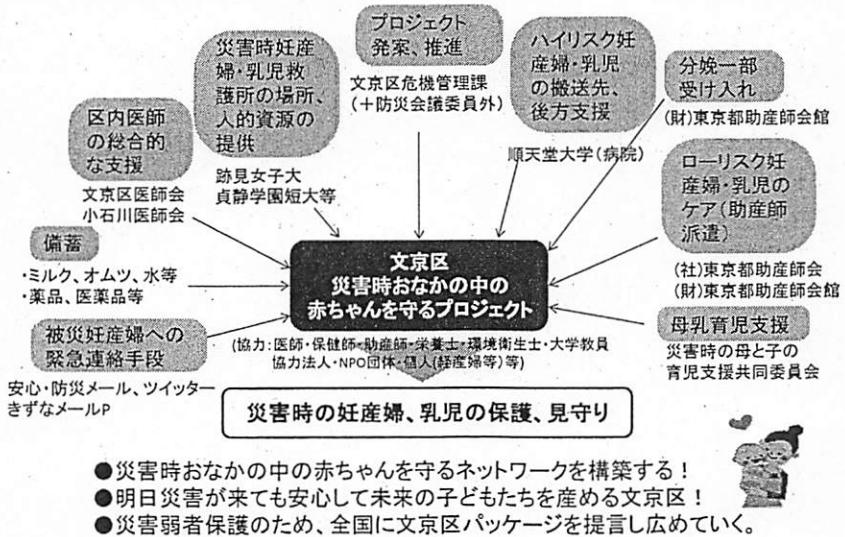
協定者間で一つの論点となつたものである。例えば、大学の施設・設備の設置又は管理の瑕疵に基づく損害について住民から損害賠償請求がなされた場合や人的支援を担った者らの過失行為による損害が生じた場合の住民からの損害賠償請求が

なされた場合への訴訟対応についてである。自治体で協定を締結して場所指定や人的支援要請を行っている以上、筆者としては基本的には国家賠償法の射程の範囲内の議論と考えてはいるが、直接大学又は医療従事者等が訴えられた場合の自治体との責任負担割合や保険適用(9)の可否・範囲について十分な議論がされる必要があろう。

## 注

- 1 阿部泰隆『行政法解釈学Ⅰ』(有斐閣・2008) 411頁以下。櫻井敬子・橋本博之『行政法[3版]』(弘文堂・平成23年) 130頁以下。椎名慎太郎・村上順・安達和志・交告尚史『ホーンブック新行政法[3改定]』(北樹出版・2010年) 102頁等。
- 2 宇賀克也『行政法』(有斐閣・2012年) 192頁。安達和志「行政上の契約・協定の法的性質」芝池義一・小早川光郎・宇賀克也編『行政法の争点[第3版]』(有斐閣・2004年) 36—37頁。大久保規子「協働の進展と行政法学の課題」磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想I』(有斐閣・2011年) 239頁参照。
- 3 各自治体の実際の協定書を見れば比較参照できよう。
- 4 兵庫県産科婦人科学会・兵庫県医師会『「阪神・淡路大震災のストレスが妊産婦および胎児に及ぼした影響に関する疫学的調査」報告書』(兵庫県産科婦人科学会・1996年3月)、國井修編『災害時の公衆衛生』(南山堂・2012年) 等参照。
- 5 住民側に立ってかかる確認のない協定を考察するのであれば、民事講学的には「契約締結上の過失」に分類される類型に含まれるともいえよう。
- 6 全体的なプロジェクト制度の概要説明について拙稿「災害時要援護者に対する危機管理」自治研究88巻11号(第一法規・平成24年11月号)。
- 7 現在一定の妊産婦・乳児救護所マニュアル等の作成を行っている。
- 8 むろんすべての防災協定において上記事前・事後の標準装備が可能と主張するわけではない。セーフティーネットとしては、多少具体化が乏しくとも数多くの提携先がある方が良いとの考え方がある。また、当該自治体のみでなく、広域要請による資源の分配の観点から具体化を譲歩せざるを得ない場合も想定できるからである。例えば、文京区でも上記協定2の更なる緊急時のバックアップ体制構築(ハイリスク妊産婦への対応や異常分娩等への対処)として、地元医師会に加え、学校法人順天堂(順天堂大学医学部附属順天堂病院)との間でも人的支援を求める協定を締結した。内容は、①妊産婦・乳児救護所への医師派遣及び②ハイリスク妊産婦等の受入れについて協力を得るものである。そしてこの協定においては、「災害時の他の患者の受入状況を勘案し、可能な限りの受入を行う」との文言での合意調整を行っている。この理由は、災害時に自治体の枠を超えて広域の医療支援が必要となること、そして、重度患者の受入れを担う大学病院の役割を勘案するならば、一定程度抽象度の残る文言で手を結ばざるを得ないと判断をした結果である。もっとも情報連絡体制の整備(8条)や訓練の相互協力(5条)等の規定は盛り込み、平時からのハイリスク者への最低限のセーフティーネット構築は行っている。
- 9 例えば、医療行為に関しては特別区自治体総合賠償責任保険特約書、地方自治体特約条項第6条(1)(5)では「医師またはその補助者が行う医療行為により生じた身体障害に起因する賠償責任」についてでは保険金支払対象とならないとされる。

【図】災害時おなかの中の赤ちゃんを守るプロジェクトイメージ図



(9 / 7 文京区危機管理課)

# 訴訟情報

## 山形市救急車不出動違法訴訟 —— 山形地裁

市内の大学生が自宅アパートで死亡したのは、大学生が119番通報した際に市消防本部が救急車を出動させる必要がないと判断したためとして、大学生の母親が山形市を相手取り、1000万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が10月9日、山形地裁であった。

訴えによれば、大学生は昨年10月に体調不良を訴えて119番通報をしたが、タクシーなどで自力で病院へ行くことを薦められ、9日後に自宅アパートにて遺体で発見された。

## 自分に暴行を加えた上司を告訴し、罰金刑になったことを新聞社に情報提供したことが名誉毀損 —— 水戸地裁判決

自治体の男性職員が上司から暴行・パワーハラスメントを受けうつ病になったとして、男性職員が上司らと茨城県美浦村などを相手取り、約640万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が9月14日、水戸地裁で言い渡された。

裁判所は、上司が職務に関し暴行を加えたと認定し、村に対し計33万円の支払いを命じ、同時に、名誉毀損で反訴した当時の上司1名に対し、男性職員側が10万円を支払うよう命じた。

判決では、暴行の事実は認めたものの、暴行の原因は男性職員が反抗的な態度を取ったためとして、パワーハラスメントの事実を裏付けるものではなく、突発的に行われたものと判示。また、事実に反する情報をマスコミに流されて名誉が毀損されたという上司側の反訴について、名誉毀損と認め、10万円の支払いを命じた。

## 福井県遊漁規制訴訟——県が逆転勝訴

### —— 名古屋高裁金沢支部判決（本誌353号99頁続報）

県沖合約20キロに位置する「松出シ瀬」での遊漁を規制するのは違法として、金沢市の住民が福井県を相手取り、遊漁を規制した漁業調整委員会の指示に従うよう命じた処分の取消しを求めた訴訟の控訴審判決が9月19日、名古屋高裁金沢支部で言い渡された。

裁判所は、県に処分の取消しを命じた一審・福井地裁判決を変更し、住民の請求を棄却した。

一審判決によれば、住民は平成18年4月から20年4月にかけて松出シ瀬で釣りを行い、平成20年6月、県から委員会指示に従うよう命令を受けた。住民はこれを不服として平成21年4月、福井地裁に訴訟を提起した。

一審判決では、漁業調整委員会の指示は委員会の裁量権を逸脱しているとして、県の命令を違法と判示した

が、本判決では、水産資源確保のため、松出シ瀬において漁業と遊漁との間で調整を図ることには一定の合理性が認められ、漁業者を一定程度優先することはやむを得ないと判示。規制が裁量権を逸脱しているとは言えない結論付けた。

## 名古屋市里山宅地開発違法訴訟——住民敗訴 —— 名古屋地裁判決

市内の里山の宅地開発計画が都市計画法に違反するなどとして、周辺住民28人が名古屋市を相手取り、開発許可の取消しを求めた訴訟の判決が9月20日、名古屋地裁で言い渡された。

裁判所は、周辺住民11人の請求を棄却し、残り17人の請求について原告適格を欠くとして却下した。

判決によれば、業者はこの里山に161戸分の宅地開発を計画したが、周辺住民による反対運動が起き、一度は市が開発前に買い取る方針を示したもの、価格が折り合わず断念。市は平成21年4月に開発申請を受理し、同年12月に開発許可を出した。

判決では、都市計画法には開発の目的や規模によって、樹木の保存がなされなくともやむを得ないと定められており、本計画でも用地の11%が緑地・公園になることから違法ではないと判示した。

## 判例地方自治

平成24年12月号  
通巻361号

平成24年12月1日発行（月刊）  
定価1,220円（本体1,162円）送料84円  
年極定価（1月号～12月号、索引・解説号）15,860円

編集 地方自治判例研究会  
発行所 株式会社ぎょうせい  
本社 東京都中央区銀座7-4-12番104-0061  
本部 東京都江東区新木場1-18-11番136-8575  
編集 03(6892)6507  
販売 03(6892)6666  
フリーコール 0120-953-431

広告の問い合わせ・申し込み先  
広告担当  
03(6892)6588  
E-mail: add@gyosei.co.jp

URL http://gyosei.jp  
振替 00140-8-10000番